

南豊田病院

医療安全管理指針

本指針は、安全な医療を提供に資することを目的として、南豊田病院における医療安全管理体制の確立および医療安全のための方策、医療事故発生時の対応方法等について示すものである。

1. 医療安全に関する基本的な考え方

本来医療は安全なものでなくてはならないが、実際には危険リスクが存在するものであり本院職員各々が常に緊張感と危機管理意識を維持し安全な医療に努めなければならない。

①医療安全管理委員会

本院における医療安全管理体制の確立および医療安全のための方策、医療事故発生時の対応のために医局長を委員長とする「医療安全管理委員会」を設置し定例会議を月1回開催するほか、緊急時には臨時会を開催し重要事項、審議を実施する。

それぞれの組織の構成員は、医療安全管理規定に定める通りである。

②医療事故調査委員会

重大な事故発生時には、委員長が速やかに院長へ報告し院長の指示の下、医療事故調査委員会を設置し事実関係等の調査を行う。

3. 医療安全管理研修に関する基本方針

個々の職員が医療安全管理意識および技能向上のために年に2回研修を開催する。

4. 事故報告等の医療にかかわる安全確保を目的とした改善策に関する基本方針

①危機管理マニュアル（以下マニュアル）の作成

医療事故発生時の対応等からなるマニュアルを作成し、全部署へ設置し全職員に周知して事故を未然に防ぐ意識を高める。

②医療事故報告の徹底

すべての職員は、医療事故（ヒヤリハットも含む）について報告を行うものとする。

報告内容の評価分析・予防策、再発防止対策の最終的な検討、評価については医療安全管理委員会で行う。

5. 事故発生時の対応に関する基本方針

事故発生時、医療者側の過失か否かを問わず、患者様の救命と被害拡大防止に全力を尽くす。また、患者、家族には誠心誠意を持って事故の説明等を行う。

6. 情報の共有に関する基本方針

この指針は、医療安全に対する患者様等の理解、協力が得られるよう院内掲示を行うとともに、患者様や家族から質問があれば積極的に情報開示する。

7. 相談に関する基本方針

①相談窓口の設置

看護部長を責任者とする相談窓口を設置し、患者様や家族からの相談（苦情含む）に適切に応じる体制を確保する。

②意見箱の設置

意見箱を、各病棟、外来、自動販売機広場に設置し、内容に関する対応は業務改善委員会が担当する。

8. その他の基本方針

随時、マニュアルを整備し、指針を見直して全職員に周知徹底する。

2026.7.2

南豊田病院